

移管すべき事務を選定するための基準（案）

1 都区の事務配分の見直しは、特別区の区域において、都は、特別区を包括する広域自治体として大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化し、特別区は、大都市東京の基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担うことを基本に、都民区民に対する行政サービスをより充実させていくという観点から行われなければならない。

2 具体的な事務配分は、検討対象事務リストに掲げられた事務について、次の事項を総合的に勘案して整理する。

なお、議論の状況によっては、国に法改正を求めていくことも視野に入れて検討する。

- (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。
- (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。
- (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
- (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
- (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
- (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。
- (7) その他特段の事情があるかどうか。